

## 『県立大野病院の医療事件判決に接して』

(公立大学法人福島県立医科大学理事長コメント)

この度の事件により、亡くなられた患者様の御冥福を心からお祈り申し上げますとともに、御遺族の皆様に深く哀悼の意を表します。

昨日、福島地裁において判決が下されましたが、今回の事件は当事者間の問題にとどまらない、県民の医療を取り巻く、極めて大きな問題を内包しております。

すなわち、地域住民に対する迅速な医療提供体制の確保を優先し、一人医長体制を採らざるを得なかったという体制上の問題や、今回の事件のような緊急対応を要する稀な症例発生時における救急支援体制の問題であります。こうした問題は、執刀した医師一人の責任のみに帰することはできません。

さらに、医療行為には予測できないリスクが常に伴うものであることに関して、国民的理解が確立していないことも今回の事件を複雑化したものと思われま

事件後、医師の不足や偏在には一層の拍車がかかり、県内においても産科撤退による出産のための県民の利便性が低下する一方、産科診療の集約化と安全性の向上対策が進められてきております。

この間、本学も、緊急時における医師派遣体制の充実や、ドクターヘリを含む救急医療体制の整備に努めてまいりました。

地域医療への貢献を大学理念として掲げる本学としては、今後さらなる地域医療の安定化のために、医療の不確実性に対する国民的理解の促進に努めるとともに、医療安全対策の一層の推進と、医療人と患者家族のコミュニケーション、相互理解の向上を図ってまいる考えであります。

安全と安心の医療はすべての県民の願いです。県立大野病院の医療事件とその後厳しさを増している医療情勢を踏まえ、福島県立医科大学は、医療人が安心して働ける環境が県民の健康と幸福につながるという信念の下、さらなる医療環境の改善と向上に努力してまいります。県民の皆様には、医療は県民すべての共有財産であり、ともに守り育てていくものであるという御理解と御協力をお願いいたします。

平成20年8月21日

公立大学法人福島県立医科大学理事長 菊地 臣一